

徳島市教育委員会 学校における働き方改革プラン（第2期）

令和4年3月改定〈令和4年4月実施〉

徳島市教育委員会では、令和元年10月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員一人一人が児童生徒と向き合う時間を十分確保するとともに、健康で生き生きと働くことにより質の高い教育を提供し続けることができるよう、学校・家庭・地域が一体となって働き方改革を推進して参りました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や「Society5.0」の到来など、我々を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。学校においても、「新しい生活様式」に基づく教育活動や「学びの保障」など、様々な新たな課題が発生し、教職員に求められる業務や知識技能は、質・量ともに増大しています。

そこで、新しい時代の流れを捉えるとともに、学校における働き方改革を更に推進するため、令和3年3月に徳島県教育委員会で策定された「とくしまの学校における働き方改革プラン」（第2期）を受け、現行プランの成果と課題を踏まえた改定を行い、取組内容を進化・拡充させることといたしました。

今後、更なる業務の適正化と質的転換により、教職員が担うべき業務に専念できる環境を整備するとともに、教職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことのできる学校づくりを更に推進していきます。

目的 教職員がワーク・ライフ・バランスを整え、やりがいがある魅力的な職場環境を整備し、子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる学校づくりをめざします。

目標 **時間外在校等時間**が月80時間を超える教職員をゼロに
時間外在校等時間が月45時間以内の教職員が全体の70%以上に

【共通の留意事項】

- 1 法改正を踏まえた改革の推進（給特法上の指針等を踏まえた取組の実施）
- 2 GIGAスクール構想の実装（デジタル化）を通じた改革の推進
- 3 保護者・地域への理解促進

【4つの取組の柱】

- 1 **タイムマネジメントの徹底**
- 2 業務改善の**更なる**推進
- 3 外部人材等の**積極的**活用
- 4 部活動の適正化

【期待できる成果】

- ◎ 子どもと向き合う時間の確保
- ◎ 子どもの指導や支援に専念できる環境づくり
- ◎ 学校教育の質の維持・向上

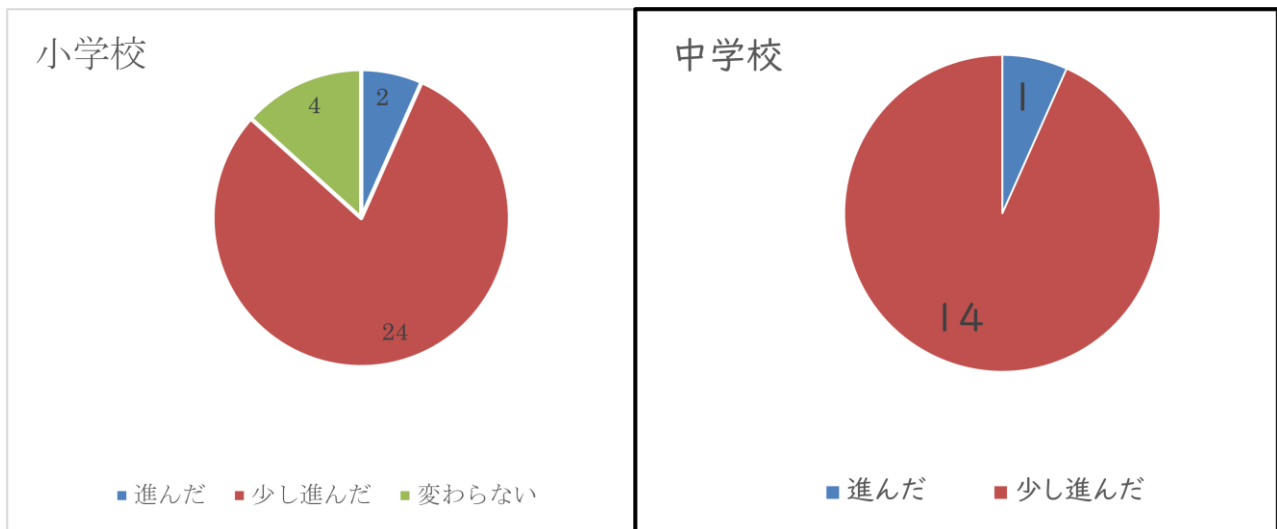
期間 本プランは、**令和4年度～6年度までの3年間**とし、年度ごとにその達成状況を検証し、内容の改善を図ります。

対象 徳島市立小・中学校の教職員を対象とします。
* 幼稚園・市立高等学校も本プランを適用し、それぞれの実態に応じて取組を推進します。

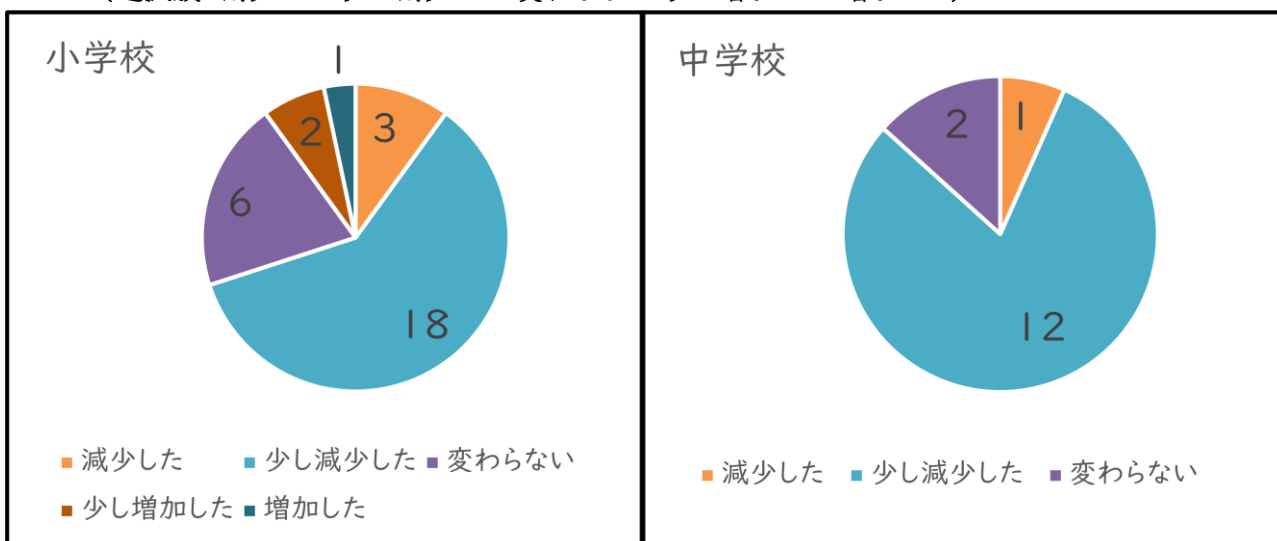
徳島市の現状

令和3年8月、管内すべての小中学校45校に「学校における働き方改革プラン」(R1.10月策定R2.1月実施)に関するアンケート調査を実施したところ、次のような結果が得られました。アンケート調査等から、現プラン策定前と比較して、各校における様々な取組により一定の成果はあったと考えられますが、時間外在校等時間は目標達成にまで至っていない現状があり、今後の更なる教職員の意識改革や業務改善の推進が求められています。

- (1) 「働き方改革プラン」策定前に比べて、学校における働き方改革に対する教職員の意識改革は全体的に進みましたか。(選択肢:進んだ・少し進んだ・変わらない・少し後退した・後退した)



- (2) 「働き方改革プラン」策定前に比べて、時間外在校等時間は全体的にどうなりましたか。(選択肢:減少した・少し減少した・変わらない・少し増加した・増加した)



- (3) 目標とする最終退校時刻(小:18時 中:19時)についてどう思いますか。

(5) 電話対応時間帯についてどう思いますか。

①今のままでよい(小:26校、中:13校)

②変更してほしい(小:4校、中:2校)

【変更案】平日:7時30分~17時30分【小】、7時30分~17時【小】、7時~18時【小】、
7時30分~18時30分【中】、長期休業:8時~16時30分【中】

(6) 「働き方改革プラン」の中で、効果的だった取組は何ですか。(複数回答可)

	小学校	中学校	合計
① 最終退校時刻の設定	9	6	15
② 学校閉庁日の設定	30	12	42
③ ICT 機器の環境整備	9	2	11
④ 電話対応時間帯の設定	29	4	33
⑤ 学校業務支援システムの導入	7	1	8
⑥ 外部人材等の活用	4	5	9
⑦ 「運動部・文化部活動の方針」の策定	0	9	9
⑧ 保護者・地域に向けて情報発信	10	5	15

(7) 時間外在校等時間の縮減に向けて、具体的にどのような取組をしているかお書きください。

- ・公私の生活の充実と心身のリフレッシュのために休暇の取得を推進
- ・会議・研修の回数減や時間短縮、及び内容の厳選
- ・資料のペーパーレス化・データでの資料共有
- ・出退勤システムの活用や帰るボードにより、時間外勤務時間の可視化
- ・ミニ残業デー、ノー残業デーの設定
- ・学校行事・業務、週録、日課表などの見直しと改善、業務のリストアップ(TO DO リスト)の作成
- ・学校業務支援システムの活用(通信簿等の作成・情報共有の円滑化等)
- ・部活動指導員、学びサポーター、学習支援ボランティア等の外部人材の活用

(8) 今後働き方改革をより一層進めていくために、どのような課題があると考えられますか。

- ・教職員の増加と加配の充実や複数担任制の実施、1クラスの生徒数削減
- ・各教科部会やスポーツ協会等の仕事の削減
- ・仕事や出張の厳選、研修の削減(オンラインでも負担は同じ)
- ・教育活動の精選・効率化、外部人材の活用、変形労働時間制の運用
- ・超過勤務がやむを得ない職員への、産業医カウンセリング以外の行政的なケア
- ・報告文書やメール処理等の削減・スマート化(年間指導計画の一元化など)
- ・学校業務支援システムや一人一台端末などの ICT への慣れと活用
- ・部活動の実施方法の工夫や具体的方針の決定(部活動指導員の配置)
- ・PTA 活動について運営方法の見直し

1 タイムマネジメントの徹底

□ 目標とする最終退校時刻の設定

教職員が退校時刻を意識して、効率的に業務を進めることができるよう原則として、次のように目標とする最終退校時刻を設定します。

○小学校・・・午後6時 ○中学校・・・午後7時

※緊急の生徒指導事案や進路指導関係等については、学校の実情に応じて臨機応変な対応とします。

□ 夏季休業期間中の「学校閉庁日」の設定

夏季休業期間中に、年休等の積極的な休暇取得を促進するため、令和2年度より「学校閉庁日」を設けています。期間は、毎年8月12日～15日を基本とし、日直を置かず、対外的な業務（電話対応等）を行わないものとします。また、原則として、児童生徒を登校させず、部活動は休養日とします。ただし、勤務日の扱いとなるため、閉庁期間中の勤務を禁ずるものではありません。

□ 出退勤管理システムの活用

令和3年度より導入された出退勤管理システムを活用しています。このシステムを活用することで、毎日の出勤時刻や退勤時刻が自動的に記録されるとともに、学校で集約する場合も簡易な手続きで行われることから、学校事務業務の軽減も期待されます。

□ 週1回以上のノー残業デー（教職員定時退校日）の実施

残業せず退校する日を週1回以上、各学校や各個人で設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを整え、教職員が健康で効率的に業務に取り組むことができる職場環境づくりを進めます。

□ 長期休業期間等における休日のまとめ取りのための1年単位の變形労働時間制の環境整備

市教委では、夏季休業期間の研修等を見直し、大幅削減等に取り組むとともに、規則等の整備を行ってきました。今後更に、希望する教職員が、1年単位の變形労働時間制を活用して、休日のまとめ取りを行えるよう環境整備に努め、働き方改革の一層の推進を図って参ります。

2 業務改善の更なる推進

□ 県下統一した「学校業務支援システム」の活用

管内すべての小・中学校に導入した「学校業務支援システム」を活用し、業務の効率化と児童生徒一人一人に向き合う時間の確保により、教育の質の向上を図ります。

「グループウェア」による出退勤記録やメールシステム等の活用、「統合型校務支援システム」による学校事務の統合化により、業務の効率化を図ります。

□ 市教委主催の研修や学校への調査・照会の精選

市教委主催で実施している研修や会議、学校への調査・照会・回答を求めた文書等について、業務改善の視点から見直しや有効性の検証を行い、引き続き精選と改善に努めていきます。

□ 教育用 I C T 環境の整備

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るため、児童生徒用タブレット端末や教育用パソコン・電子黒板等を整備し、学習者用デジタル教科書や授業支援ソフト等を容易にかつ効率的に活用でき、多様な学習に柔軟に対応できるI C T環境の整備に努めています。

□ 電話対応時間帯の設定

令和2年1月より、勤務時間の適正化を図るため、学校の勤務時間外に電話対応する時間帯を設定しています。保護者や地域の理解と協力を得られるよう努めていきます。

【電話対応時間帯】

- ◇平日（月～金） 小学校：午前7時30分から午後6時まで
中学校：午前7時30分から午後7時まで
- ◇長期休業期間中 小・中：午前8時30分から午後4時30分まで

※土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）・学校閉庁日（8/12～8/15）は除きます。ただし、授業や学校行事等を実施する場合は、平日と同様とします。
※教職員の勤務時間終了後、電話対応時間帯の前に全教職員が退勤する場合もあります。

3 外部人材等の積極的活用

□ 専門スタッフの配置促進

徳島市教育委員会では、学習指導をはじめ、生徒指導や特別支援教育等の充実のために、個に応じた支援を行う学校支援助教員や心理福祉等の専門家等、専門スタッフやボランティアを配置・派遣しています。

また、複雑化・多様化する学校現場の様々な問題について、教職員が抱え込むことのないよう、チームとして課題解決に取り組み、専門スタッフ等と連携・協働する体制「チームとしての学校」の整備を図ります。

《配置・派遣している専門スタッフ》(予定)

- ・学校支援助教員(小・中学校)
- ・学校支援ボランティア(小・中学校)
- ・スクールカウンセラー(中学校、拠点校方式で小学校)
- ・スクールソーシャルワーカー(小・中学校)
- ・教育相談員(小・中学校)
- ・外国語教育サポーター(小学校)
- ・外国語指導助手(ALT)(小・中学校)
- ・学習支援ボランティア(小・中学校)
- ・学校司書ボランティア(小・中学校)
- ・ICT支援員(小・中学校)
- ・学びサポーター(小・中学校)

□ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の活用促進

学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を促進します。そして、多様な地域人材等を活用し、登下校時の見守り活動や、放課後等の校区内の見回り活動、清掃活動や調理実習の補助等、地域人材等の積極的な活用を促進します。

□ 部活動指導員の配置促進

国及び県の「部活動指導員配置促進事業」を活用して、部活動指導員の配置促進に努めます。部活動顧問教員の部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究等に係る時間を確保するとともに、専門外教員の心理的負担や業務負担の軽減を図ります。また、部活動指導員の専門性を生かした指導により、部活動の質的な向上を図っていきます。

4 部活動の適正化

□ 「運動部活動の方針」「文化部活動の方針」の策定と推進

平成30年5月、県の「運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえて、市の「運動部活動の方針」を策定し、令和元年5月、県の「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえて、市の「文化部活動の方針」を策定しました。さらに、管内すべての中学校において、「学校の部活動に係る活動方針」の策定とホームページ等による公表が行われています。

教職員の勤務負担の軽減だけでなく、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点から、部活動の休養日を拡大していく必要があります。方針の中にある「適切な休養日等の設定」、「活動時間の設定」等の周知徹底に努め、各中学校での完全実施に向けて、部活動の適正化をさらに推進していきます。

方針の主な内容

【適切な休養日等の設定】

- ・学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設ける。
- ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・長期休業日中について学期中の休養日に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間の設定】

- ・1日の練習時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ・早朝練習については、放課後の練習が充分確保できる場合は、原則として行わないこととする。

【指導・運営に係る体制の構築】

- ・生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

□ 各連盟や各競技団体等との連携・協力

学校の運動部及び文化部が参加する大会等については、県や他市町村と連携をとりながら、生徒や顧問の過度の負担とならないよう大会数や運営方法の見直しなど、協力を依頼していきます。

□ 休日の部活動の段階的な地域移行

文部科学省から、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ること」が示されています。【学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について(令和2年9月)により】現在、文部科学省でも検討が進んでいますが、今後、国・県の動向を把握し、関係諸団体との連携を図り、取組を進めていきます。